

広島県教育委員会教育長告示第十一号

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (様式) (略)</p> <p>書 類</p> <p>七の二 推薦書 (免許状規則第六条の二第二号)</p> <p>七の三 専門的な知識経験又は技能に関する証明書 (免許状規則第六条の二第四号)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>様式</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第二条 (様式) (略)</p> <p>書 類</p> <p>七の二 推薦書 (免許状規則第六条の二第一項第二号)</p> <p>七の三 専門的な知識経験又は技能に関する証明書 (免許状規則第六条の二第一項第四号)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>様式</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>(提出部数)</p> <p>第三条 免許状規則第五条第一項第十号、第六条第十一号、第六条の二第十号、第七条第一項第十号、第八条第一項第九号、第九条第六号、第十一条第七号及び第十二条第一項第六号に規定する戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書の提出部数は、同時に複数の申請書を提出する場合にあつても、一部とする。</p>		<p>(提出部数)</p> <p>第三条 免許状規則第五条第一項第十号、第六条第十一号、第六条の二第一項第十号、第七條第一項第十号、第八条第一項第九号、第九条第六号、第十一条第七号及び第十二条第一項第十一号に規定する戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書の提出部数は、同時に複数の申請書を提出する場合にあつても、一部とする。</p>	

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。